

戻る	教育総務課	学校教育課	図書館	民俗文化資料館
--------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	-------------------------

見附市教育委員会

見附市教育行政計画

見附市教育委員会から市民へのメッセージ

「見附は今、個が輝くとき」
教育創造都市“みつけ”をめざして

基本方針

教育の質の向上

開かれた、市民力をいかした学校づくりの推進

安心・安全で快適な学校環境の整備

地域・家庭の教育力の充実と学びへの支援

時代の変化に対応した教育行政の仕組みづくりと市民との協働の推進

施策推進のための手法

見附市第4次総合計画を上位計画とし、行政各分野との連携を図ります。

学校の主体性、自律性と学校長の裁量を拡大します。

外部評価をいかし、学校経営を充実していきます。

「見附教育ネットワーク」を強化し、一体となって取り組みます。

広く意見を求め、施策に反映していきます。

具体的方策

1. 見附の未来を拓く学校教育の充実

教育の質を向上するために、大学との連携や文部科学省の委託事業をいかし、教師力の向上、教育活動の充実を図ります。また、実践的体験活動を重視し、学校教育の課題解決に取り組みます。

(1) 学力向上に向けた支援

(学校教育課)

- ・学力向上プロジェクトの推進
- ・新潟大学教育人間科学部との連携強化
- ・学力向上拠点形成事業(文部科学省委託事業)の実施

注) 市民力: 市民と行政の適正な連携・協力・役割分担のもと、市民が自律して、地域環境の改善に主体的に取組む総体力をいいます。

注) 見附教育ネットワーク:

地域に開かれた学校づくりを目指す「学校・保護者・地域ボランティア・行政等の一連の連携体制」をいいます。

・国語力向上モデル事業(文部科学省委託事業)の実施

(2) 教師力向上に向けた支援 (学校教育課)

- ・「指導力養成講座」の開催
- ・学校訪問指導の充実
- ・教職員研修の充実
- ・評価の工夫改善に関する総合的地域推進事業(文部科学省委託事業)の実施

(3) 実践的体験活動の充実 (学校教育課・公民館)

- ・わくわく見附アクションプラン(進取・自主の気概をもった人材育成事業)の推進
- ・わくわく体験塾(発展・補充学習、人間関係づくり)事業の推進
- ・豊かな体験活動推進地域事業(文部科学省委託事業)の実施
- ・キッズフェスティバルの開催
- ・夏休みわくわくオープンスクールの開催
- ・こども倶楽部の開催

(4) 豊かな心の育成 (学校教育課・教育総務課・図書館)

- ・副読本「見附の歴史」「わたしたちの見附市」の活用
- ・「心のノート」の活用
- ・広島平和記念式典への中学生派遣
- ・郷土芸能「小栗山獅子舞」保存継承活動への支援
- ・矢沢宰記念事業への協力

(5) 児童生徒の体力向上 (学校教育課)

- ・健康増進・体力向上のための「1学校1取組運動」の推進
- ・体力テストの実施

(6) 人権・同和教育の推進 (学校教育課)

- ・「人権・同和研修会」の開催
- ・同和教育副読本「生きる . . . 」の活用(人権啓発活動地方委託事業)

(7) 国際理解教育の推進 (学校教育課)

- ・国際理解担当主査及びALT(外国語指導助手)の配置

(8) 情報教育の推進 (学校教育課)

- ・地域イントラネット「学びの扉」の有効活用

(9) 幼児教育の推進 (学校教育課)

- ・幼児教育嘱託指導主事の配置
- ・幼児の心を育てる保育活動と幼・保・小等の連携の推進

(10) 豊かな感性を育む機会の提供 (文化ホール・学校教育課)

- ・船橋プロジェクトの開催
- ・学校訪問ミニコンサートの開催

(11) 生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備充実 (総合スポーツセンター)

- ・地域ジュニア協議会スポーツクラブ育成事業の推進
- ・スポーツ・レクリエーション活動の普及

- ・スポーツ・レクリエーション指導体制の整備
- ・市民マラソン大会その他競走大会及び各種教室の開催

(12) 相談支援体制の整備充実 (学校教育課)

- ・アシスタントティーチャー(指導助手)の配置
- ・適応指導教室「すこやかルーム」の設置
- ・訪問指導員の配置
- ・心の教室相談員の配置
- ・青少年育成センターの設置
- ・特別支援教育相談窓口の設置
- ・子どもと親の相談員活用調査研究委託事業(文部科学省委託事業)の実施

2. 保護者や地域の学校運営への参画の推進

地域ぐるみで子どもを育むために、開かれた学校づくりの推進に取り組むとともに、地域参画型の学校運営を推進します。

(1) 学校評価の充実 (学校教育課)

- ・「スクールアカンタビリティ in みつけ」の開催
- ・学校評議員、外部評価委員の活用

(2) 学校支援ボランティアとの連携 (学校教育課)

- ・地域ゲストティーチャーの活用

(3) 学校情報の積極的な発信 (学校教育課)

- ・見附フレッシュレター(M・F・L)の運用
- ・学校ホームページの活用

3. 安全・安心で快適な教育環境の整備

子ども達を取り巻く社会環境の変化に適切に対応するため、安心・安全な教育環境の整備を推進します。

(1) 学校における安全対策の充実 (学校教育課・教育総務課・消防本部)

- ・防犯防災教育の推進
- ・緊急メール「不審者情報」の配信
- ・学校施設の耐震診断及び耐力度調査の推進
- ・快適な学びの空間づくり事業の推進
- ・ちびっこ防災道場「防災博士初級認定講座」の開催
- ・生徒指導推進協力員活用調査研究委託事業(文部科学省委託事業)の実施

(2) 学校安全ボランティア組織との連携 (学校教育課)

- ・スクールガード事業(文部科学省委託事業)の実施

(3) 児童生徒の健康の保持及び増進 (学校教育課・教育総務課・健康福祉課)

- ・学校給食と食育教育(文部科学省委託事業)の充実
- ・「早寝早起き朝ごはん運動」の推進
- ・喫煙防止教室の開催

- ・小児生活習慣病予防事業の推進
- ・歯磨き指導事業の推進

4. 豊かな生き方を創造する学習の推進

学校、家庭、そして地域が一体となって子どもを育むという気運の醸成と市民の「学び」への支援に取り組みます。

- (1) 学社融合による生涯学習の充実 (まちづくり課)
 - ・学習人材バンク活用事業の推進
 - ・中学生を対象とする「子ども議会」の開催
 - ・学校との連携による「家庭教育講座」の開催
- (2) 図書館サービスの向上による市民の利用促進 (図書館)
 - ・郷土資料及び地方行政資料の積極的な収集及び提供
 - ・市民の情報ニーズへの適確な対応
 - ・出前方式による幼児への「読書の楽しさ」普及サービスの拡充
 - ・「読み聞かせ朗読ボランティア養成講座」及びその他学習会の開催
- (3) 文化財保護と普及活動の推進 (民俗文化資料館)
 - ・埋蔵文化財調査資料及び近世文書の整理及び公開の準備
 - ・文化財パンフレットの改訂及び学校・地域への講師派遣等普及啓発活動の推進
 - ・手づくり教室開催による創作活動の展開
 - ・資料館展示室の移設整備及び展示品の充実
- (4) 子ども週末活動等学習等学習機会の充実 (公民館)
 - ・「体験！わんぱく塾」の開催
 - ・野外体験「トムソーヤクラブ」の開催
- (5) ふるさとの歴史・文化についての学習機会の充実 (公民館・民俗文化資料館)
 - ・「再発見！見附の歴史を訪ねる」の開催
 - ・「大人が子どもに伝えたい“味と技講座”」の開催
 - ・「機織教室」の開催
- (6) 青少年健全育成の推進と支援 (学校教育課・青少年育成センター)
 - ・健全な家庭環境創設のための支援及び関係機関との連携による非行防止の推進
 - ・街頭指導の実施
 - ・青少年育成指導者講座の開催
 - ・青少年指導者会議の開催
- (7) 社会環境醸成のための事業の推進 (教育総務課・学校教育課・公民館)
 - ・あいさつ運動の推進
 - ・オアシス運動の推進
 - ・クリーン作戦の開催

5. 開かれた教育行政の推進と民との協働の推進

情報公開及び情報提供制度の積極的な運用により、市民との情報共有を図るとともに、民との協働によ

る施策づくりを推進します。

(1) 教育委員会の機能向上 (教育総務課・学校教育課)

- ・移動教育委員会の試行
- ・教育委員会会議録等の公開準備
- ・教育委員会ホームページの充実
- ・教育委員会及び学校事務のIT化

(2) 民との協働による施策 (教育総務課)

- ・今町小学校改築検討委員会の設置
- ・PFI方式導入による学校給食センター改築構想の研究
- ・図書館への指定管理者制度導入の検討

教育委員会各課基本方針

戻る	教育総務課	学校教育課	図書館	民俗文化資料館
----	-------	-------	-----	---------

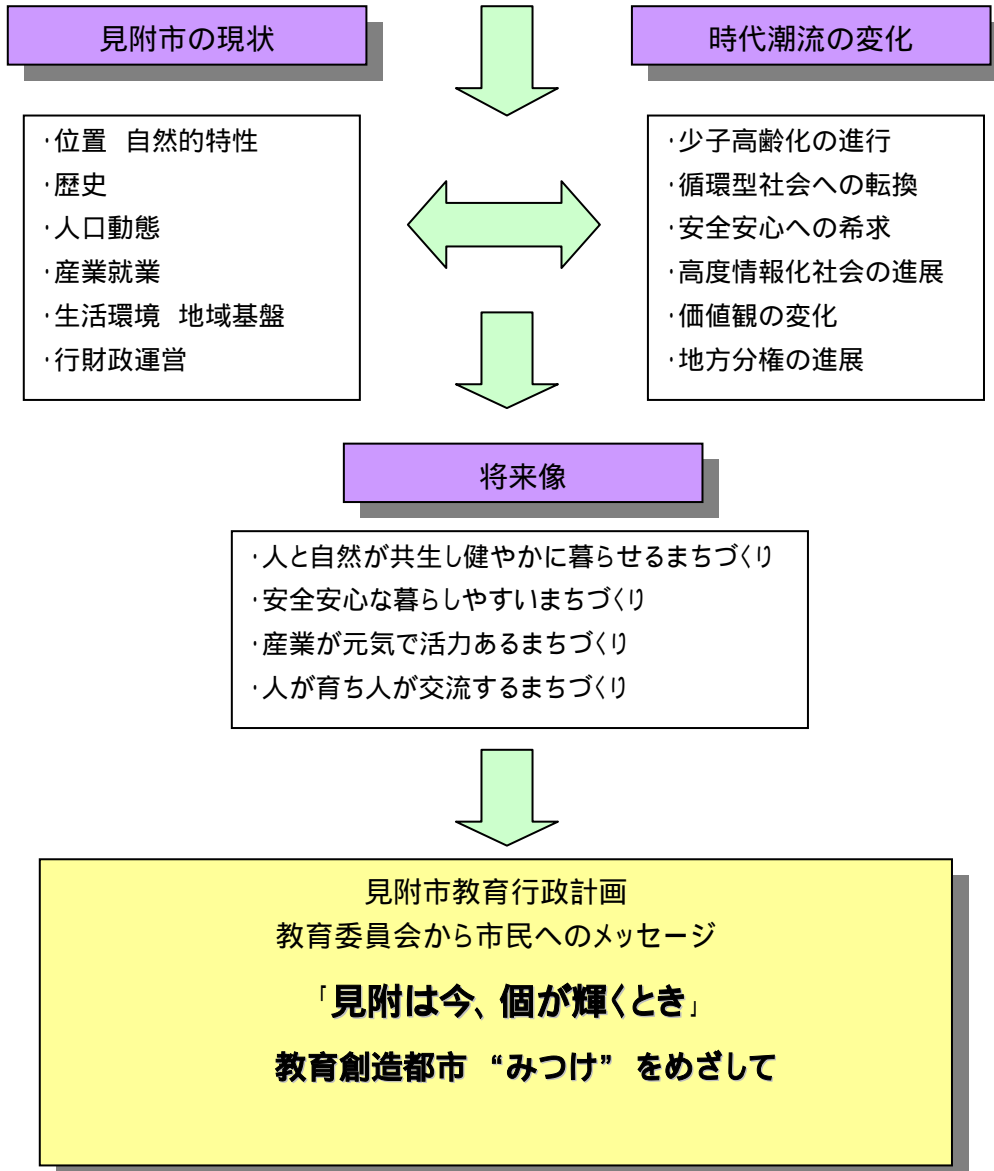
平成18年度市政と教育行政

1. 構想のプロセス

【 第4次見附市総合計画 基本理念 】

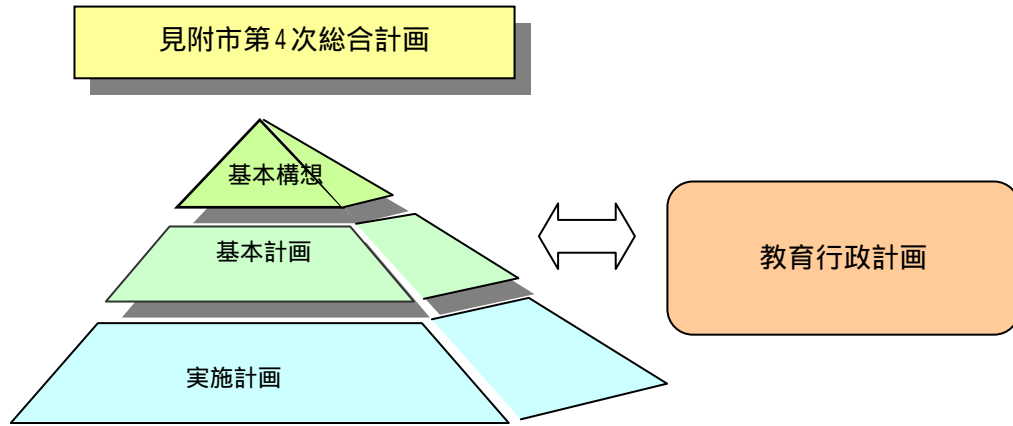
ひとが織り成すぬくもりや活力を生かして、安定した生活基盤を築いて、ここに
住む喜びをさらに磨きあげていく

「 住みたい 行きたい 帰りたい
やさしい絆のまち みつけ 」



2. 計画体系

見附市教育行政計画は、見附市第4次総合計画を上位計画とし、行政各分野における個別計画との整合性を図りながら、本市の教育に関する基本的な目標や施策を示すものです。



3. 計画期間

この計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間となります。

